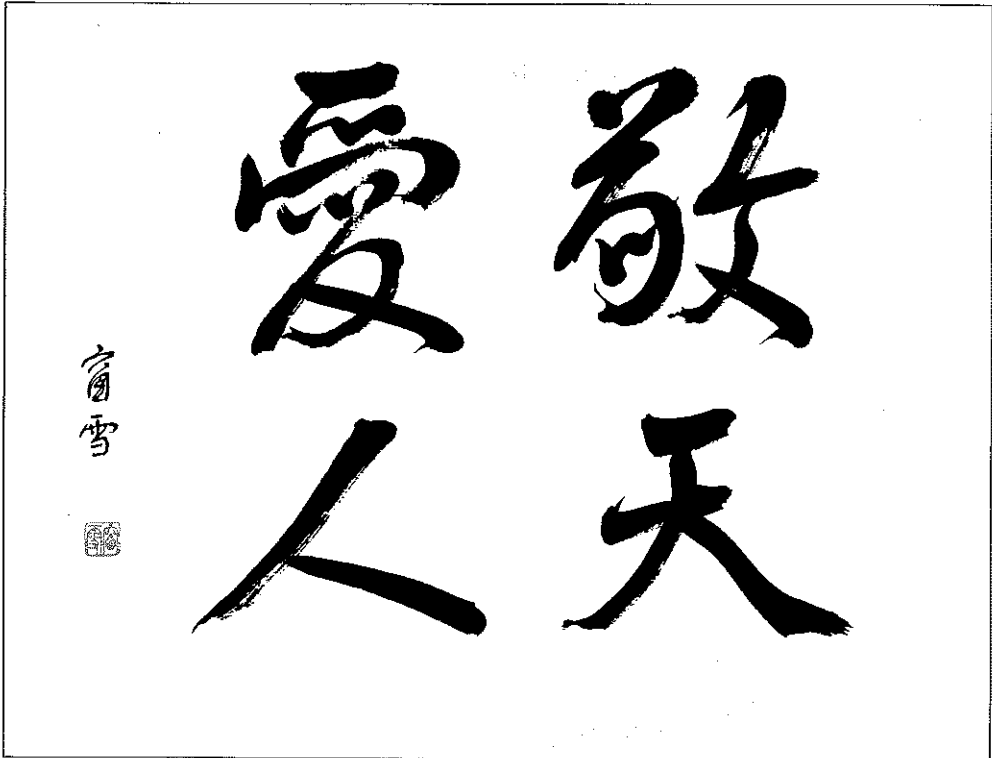


行政ほっかいどう

'87,5



「天を敬い人を愛す」 理事 南 忠 — (空知支部所属)

目 次

【業務資料】

- ・住宅金融公庫法施行令等の一部を改正する政令並びに同施行規則等の一部を改正する省令が公布されました 2
- ・建設業法施行規則改正に伴う説明会における質疑事項について 4

【ひろば】

- ・第三次商法改正にあたって行政書士業務の低下をおそれる 6

【お知らせ】

- ・建設業許可申請等手続きについて 7

- ・支部長の異動について 8
- ・支部事務所の移転について 8
- ・臨時総会開催される 10
- ・報酬額の改定について 11
- ・本会の主要行事 11
- ・支部のうごき 12

【判例】

- ・最高裁判所判例要旨紹介 13
- ・定時総会開催日程 14
- ・「建設業許可申請の手引」の正誤について 14

法 令

住宅金融公庫法施行令等の一部を改正する 政令並びに同施行規則等の一部を改正する 省令が公布されました。

企 画 部

「住宅金融公庫法施行令等の一部を改正する政令」が、さる4月24日付政令第129号をもって公布され、公布の日から施行されました。

改正の概要は次のとおりです。

また、4月23日付、大蔵・建設省令第1号をもって「住宅金融公庫法施行規則及び北海道防寒住宅建設等促進法施行規則」も

一部改正が行われました。

記

- 1 住宅金融公庫の貸付金のうち、次に掲げるものの利率を引き下げることにした。
(住宅金融公庫法施行令第14条、第17条、第17条の2及び附則並びに北海道防寒住宅建設等促進法施行令第1条の3、第1条の6及び附則関係)

項	貸 付 金	改 正 後 の 利 率	改 正 前 の 利 率
1	個人住宅資金貸付けに係る貸付金	当初期間後の期間につき、年5.2%	当初期間後の期間につき、年5.3%
2	個人住宅資金貸付けに係る貸付金のうち床面積が145平方メートルを超える住宅の建設若しくは購入又は所得が比較的多いものの行う住宅の建設若しくは購入に係るもの	当初期間につき、年5.2%	当初期間につき、年5.3%
3	個人住宅資金貸付けに係る貸付金のうち2世帯が同居する住宅の建設若しくは購入に係るもの	31(36)年以後の期間につき、年5.3%	31(36)年以後の期間につき、年5.4%
4	民間賃貸住宅貸付金	当初期間後の期間につき、年5.2%	当初期間後の期間につき、年5.3%
5	民間分譲住宅貸付金	年5.2%	年5.45%
6	店舗等の建設に係る貸付金	年5.2%	年5.45%

業 務 資 料

7	宅地の造成に係る貸付金	土地区画整理組合に対する貸付金	年 5.2 %	年 5.3 %
		地方公共団体等、土地開発公社及び土地区画整理組合以外の者に対する貸付金	年 5.2 %	年 5.4 %
8	住宅の改良に係る貸付金		当初期間後の期間につき、年 5.2 %	当初期間後の期間につき、年 5.3 %
9	施設建築物等の建設又は購入に係る貸付金	住宅部分に係る貸付金 (自ら居住するために施設建築物を購入する者に対する貸付金を除く。)	年 5.2 %	年 5.3 %
		住宅部分以外の部分に係る貸付金	年 5.2 %	年 5.3 %
10	特定中高層耐火建築物の建設又は購入に係る貸付金	住宅部分に係る貸付金	年 5.2 %	年 5.3 %
		住宅部分以外の部分に係る貸付金	年 5.2 %	年 5.45 %
11	住宅積立郵便貯金者及び住宅地債券を引き受けた者に対する割増貸付金		年 5.2 %	年 5.3 %
12	昭和60年11月25日から昭和63年度末までの間に行う特別割増貸付金		年 5.2 %	年 5.3 %

2 産業労働者住宅の建設に係る住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の貸付金の利率を引き下げることとした。(産業労働者住宅資金融通法第7条の規定による

貸付金の一戸当たりの金額の限度、利率及び償還期間を定める政令及び北海道防蹇住宅建設等促進法施行令第3条関係)

項	貸 付 金	改 正 後 の 利 率	改 正 前 の 利 率
1	中小企業者等に使用されている産業労働者の居住の用に供する住宅に係る貸付金	年 5.2 %	年 5.3 %
2	その他の住宅に係る貸付金	年 5.2 %	年 5.4 %

建設業法施行規則改正に伴う 説明会における質疑事項について

業 務 研 修 部

このことにつきまして受講された方々より次のような質問があり、北海道土木部管理課に指導を仰ぎました結果下記のとおりのお返事がありましたので、参考にしてください。

記

問 1. 実務経験年数は、実工事期間のみと変更されるか。

答 お見込みのとおりです。

問 2. 決算報告は、従来どおりの様式でよいか。

答 許可申請書の様式が改正されたことにもない、決算報告書の様式第二、第三、第四号が、それぞれ改正になっています。

問 3. 様式第八号(1)、②④の区分について解説書を作ってもらえないか。

答 62. 4. 1 発行の建設業許可申請の手引(新規・更新・変更届)書64ペー

ジ中段に記述されておりますのでご参照下さい。

なお、様式第八号(1)〔専任技術者証明書(新規)〕についての記載要領につきましては同書63頁～66頁をご参照下さい。

問 4. 新様式は、ワープロで作成してよいか。

答 ワープロで作成することはよいが、紙質は道で指定した紙質と同等以上のものを使用してください。

問 5. 実務経験証明書について

法第7条第2号ロの場合、すでに専任技術者として許可を得ている場合で、

業 務 資 料

昭和62年4月1日以降の更新の際、「実務経験証明書」の記入は、これまでと同じ記入要領で良いのか。

答 お見込みのとおり、ただし昭和62年3月31日現在で既に道で承認しているものについては、添付書類を省略することができます。

問6. 許可の一本化届出について

昭和62年5月4日の更新時に既許可の昭和62年10月4日分を一本化届出書を付するが、手数料は別紙の8を適用することになるか。

答 62. 5. 4 と 62. 10. 4 のそれぞれ更新期限の許可を62. 5. 4 期限の許可更新の際62. 10. 4 期限の許可更新の許可分を繰り上げ、一本化して更新しようとする場合は通常申請のものについては別紙の5の手数料の額3万円です。

(別紙旭川市説明会場で配付した表の5を適用することになる。)

問7. 今回許可申請様式が改正されたが、決算書及び指名願(俗称)等も改正されるのかどうか。

答 ① 決算書(財務諸表)については現在のところ改正する考えはありません。

② 指名願については、現在のところ分かりません。

問8. 許可申請者、専任技術者の略歴書、職歴書欄に書ききれない場合、2枚にするのか、それとも一部省略してよいのか。

答 省略することはできません。

問9. 4月以降報告の決算報告の様式も変わるか。

(第二～四号様式)

答 改正になっています。

別 紙

許 可 申 請 手 数 料 額 一 覧 表

(円)

申 請 区 分	通 常 申 請	般・特両方申請	
1. 新 規	70,000	140,000	
2. 許可換え新規	70,000	140,000	知事許可のみ
3. 般・特新規	70,000		
4. 業種追加	30,000	60,000	注) 1.
5. 更 新	30,000	60,000	
6. 般・特新規+業種追加	—	100,000	
7. 般・特新規+更 新	—	100,000	
8. 業種追加+更 新	60,000	120,000	注) 2.
	—	90,000	注) 3.
9. 般・特新規+業種追加+更新	—	130,000	

注) 1. 一般・特定の両許可区分で業種追加をする場合

注) 2. 一般・特定の両許可区分で業種追加と更新をする場合

注) 3. 一般・特定の両許可区分で更新をし、一方のみで業種追加する場合

ひろば

第三次商法改正にあたって 行政書士業務の低下をおそれる？

小樽支部支部長 北川 清

いま私共の周囲で会社をつくるなら早い方がよいとか、将来段々難しくなるのかという声が聞かれます。

これは、いま問題になっている商法改正を予想してのことだと思えます。

昭和49年に大企業の粉飾決算防止をうたい文句に第一次商法改正が行なわれました。同時に中小企業についてもいづれかは商法上での整理を行なうという付帯決議がされており、これが今回の商法改正のベースになっています。また、昭和56年には大企業の自主的監視機能の強化ということで、第二次商法改正が実施されました。

今回の改正作業は法務省法制審議会が進めているもので、昨年9月25日に参考案が発表され、これを第3次商法改正と呼んでいます。

それで、問題点をあげてみますと現在は有限会社で資本金10万円、株式会社で35万円で会社を設立することができますが、今回出されている参考案では、最低資本金を有限会社500万円、株式会社2,000万円にしようというもので、弱小資本会社の倒産の担保として資本金は多い程いいというのが法務省の考え方の基本となっています。

これが実施されますと、資本金2,000万円に達しない株式会社は職権で有限会社に、また、500万円に満たない有限会社は職権で合資・合名会社に組織変更させられます。

そうすると大半の中小企業は増資を図らなければなりません。現在50万円・100万円程度の会社は相当数ありますから、これが増資となると大変な金額になります。法務省はこの間の移行を考えて、最低5年位の猶予期間を設けることにしていますが、新規設立のかけ込みを防止することや、猶予期間中は、あらゆる商業登記の停止を考えているように言われています。

次の問題点としては、株式会社の場合は貸借対照表と損益計算書、有限会社の場合は貸借対照表、そして資本金1億、負債総額1億円以上の有限会社については損益計算書も含めて登記所に提出しなければならなくなるということです。この理由について、法務省では今でも商法上公開が原則になっているのに、中小企業ではそれがなされていないからだとしています。

次に監査・調査を受けない会社で財務諸表の公開が不十分な場合は、取締役の第三者責任を強化するという問題です。万一、会社が不幸にして倒産した場合、今回の改正では家族や子供の預金まで債務返済の担保としておさえられるということになる訳です。これは社長の責任を強化するという発想のベースには、中小企業性悪説という考え方があり、当然業界からの反発が出るものと思われれます。

今回の商法改正をめぐっては、中小企業

団体は総じて反対しておりますが、来年の春から秋にかけて法案を作成し、昭和63年の国会成立が考えられています。

この法案が通りますと、法人数は激減することは明らかであり、会社設立を業務とする行政書士にとっては業務の低下が著し

いものになると思われま

す。そのみならず、中小企業の活性化は急速に失われることが予想されます。こうした重大な問題を含んでいる今回の商法改正は、ただ見守るだけでなく、試案の段階で阻止することが大切だと考えるものです。

お知らせ

建設業許可申請等手続きについて

業務研修部

このことについて、道土木部管理課から次のことについて協力要請があったので十分御配慮ください。

記

1. 行政書士の作成した書類の記名押印について

このことについては、行政書士法第9条第4項に規定されており、この取扱いが一部支庁の建設指導課の業務の都合から一定されていなかったようであり、この度、申請書等の欄外右下と統一されましたので十分留意されるとともに記名押印を特に励行されるよう配慮ください。

2. 建設業許可申請書等を提出する際の支庁建設指導課の窓口取扱いの調整について

このことについては、既に各支庁建設指導課窓口及び支部研修会等で指導要請等があり了知されていると思料されますが、業務のふくそう化をさげ、円滑を期

するため、また、支庁の勤務体制の都合から窓口業務の取扱いは原則として次のとおりです。

取扱い曜日及び時間

- ・月曜日から金曜日の9時から16時までとする。
- ・土曜日は、極力申請書の提出は自しゅくする。

3. 建設業許可の更新申請について

このことについては、建設業法施行規則第5条の規定により期間が満了する30日前までに許可の更新を申請しなければならないこととされていますが、守られていない向きが多いとのことであり、厳に励行されたいとのことです。

— 支部長の異動について —

新年度を迎え、各支部では支部総会が相次いで行われておりますが、支部長の異動についてお知らせします。新支部長のご活躍を祈念いたします。

札幌支部長	佐藤良雄氏
函館支部長	安保幸雄氏
小樽支部長	北川清氏
室蘭支部長	村上清氏

— 支部事務所の移転について —

小樽・室蘭の各支部事務所が下記に移転となりましたのでお知らせします。

- ◇小樽支部事務所 047 小樽市赤岩1丁目16番11号 北川 清行政書士事務所内
北海道行政書士会小樽支部
TEL 0134(33) 7522 番
- ◇室蘭支部事務所 049-56 虻田郡虻田町字入江町190-79 村上 清行政書士事務所内
北海道行政書士会室蘭支部
TEL 01427(6) 2376 番

ご せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支 部 名	会員番号	氏 名	死亡年月日
留 萌	1,478	西 寛 様	62. 4. 22
札幌(西)	3,119	橋 本 廣 様	62. 4. 25
小 樽	2,120	大 淵 博 之 様	62. 5. 12

会館建設資金寄附者に感謝状

このたび行政書士会館建設資金として、寄附された次の方に日本行政書士会連合会から感謝状が贈られました。

記

小樽支部 北 川 清 様 3万円

事務所等を移動した時 には必ず変更登録申請を

総務部

行政書士が氏名、本籍、住所、事務所を変更した時には「行政書士変更登録申請書」を北海道行政書士会を経由して日本行政書士会連合会に提出することになっています。申請書の様式等は、「行政書士法令、会則、規程集」125頁以下に掲載しております。会員で未申請の方は、至急申請するようにして下さい。

会費滞納処分事務処理 要領の制定について

(62.5.9 第1回理事会議決)

経理部

本月9日、第1回理事会において本件についての事務処理要領を制定することが議決されました。

この事務処理要領は、これまで会費の滞納者については、会則第69条並びに同施行規程第46条の規定により催告、勧告等をして自主納付を促し徴収の途を講じてきましたが、滞納額の増加が会の財政運営にも影響を及ぼすことになってきましたので、不本意ながら内容証明郵便による廃業勧告及び所轄裁判所に支払命令申請等の強制執行を行うことを含めて、この要領で定めることにしたものであります。

会費払込みの郵便振替手数料 加入者負担は廃止

経理部

従来、会員が会費を郵便振替で払込む場合の手数料は、北海道行政書士会で負担する方法、いわゆる加入者負担の制度をとっていましたが、昭和62年度からこれを廃止しました。

従って、これからは、郵便振替で会費を払込まれる場合の手数料は、払込まれる会員の自己負担となりますからご注意ください。(料金は1万5千円の場合、100円)

なお、会では、郵便貯金からの自動払込みをおすすめしています。これを利用される方は、郵便預金通帳の記号、番号を会の方にお知らせください。(手数料は10円で会が負担)

年計報告を至急お出しください

企画部

年計報告の提出期限は3月31日ですが、まだ提出していない会員がおりますので、未提出の方は至急ご提出下さい。

なお、取扱い件数のない場合でも「取扱事項なし」としてご報告して下さい。

書籍「詳解行政書士法」 の推せんについて

企画部

行政書士法の解説書としては、法制定直後に地方自治制度研究会編の「行政書士法の解説(絶版)」があるのみで、その後数次にわたる改正がなされておりながら、系統的な解説書は皆無の状況にあり、新たな解説書の必要性が痛感されていた折、この度再度地方自治制度研究会編集の「詳解行政書士法」が株式会社ぎょうせいから刊行されました。内容的には大変分りやすく、また、読みやすく編集されておりますので、新入会員はもとより、現会員の方々にも、今一度行政書士制度の沿革及び、数次の改正を経た現行の姿を見つめ直し、かつ将来の在り方等、検討してみるには必読の書かと存じます。是非御高読の程お奨め致します。

<申込方法> 行政書士会事務局までお電話下さい。

<価格> 1,400円(送料は桐ぎょうせいが負担します)



あいさつする日行連佐藤会長

臨時総会開催される

と き 昭和62年5月8日
と ころ 北海道婦人文化会館

〈総会構成員数〉

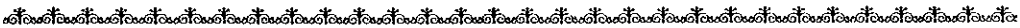
支部長 14名、代議員 59名（定足数は、支部長7名、代議員30名）で、出席者数は支部長 14名、代議員 58名。（代議員は委任状による出席）

〔議 題〕

- 北海道行政書士会会則の一部改正について
- 昭和61年度一般会計収支補正予算について（報告事項）

この臨時総会に当り、当日は日本行政書士会連合会より佐藤連合会長が出席され最近における日行連の活動状況等について詳細に亘り説明があり、今後におけるわが会の運営について大いに参考となった。

本総会の結果、提出案件について賛成多数により議決され、午後5時30分終了散会した。



昭和62年度第1回

理事会開催される

—昭和62年度第1回

支部長会議開催—

総務部

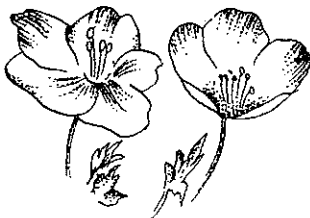
総務部

今年度第1回支部長会議が、さる、5月8日札幌市北海道婦人文化会館において開催され、執行部から提案された議題及び支部長会から提案された議題について9時30分から15時までの長時間にわたって慎重に審議されました。

今年度初の理事会が、5月9日9時30分から12時まで、札幌市ホテルニューフロンティアにおいて開催されました。議題の主なものは次のとおりであり、特に第28回定時総会を5月31日に控え慎重に審議されました。

〈議 題〉

- 1 施行規程第40条の2に規定する別表の改正について
- 2 支部規則（準則）の改正及び要領の制定について
- 3 車庫対策特別委員会のあり方について
- 4 第28回定時総会議案（案）について
- 5 日行連総会にかかる代議員の選出について



報酬額の改定について

企画部

日本行政書士会連合会においては、自治省と協議し行政書士の報酬額の基準額を改定しましたが、これにともない本会では、5月8日、臨時総会を開催し「会則の一部改正案」について審議の結果万場一致原案を可決承認されましたので、道知事の認可を申請しておりましたところ、5月14日付で認可され同日から施行されることになり

ました。

また、施行規程の報酬額に関係する部分につきましても5月9日の理事会において改正が承認されましたので、本会では報酬額基準額の改定にともなう報酬額の運用要領(昭和62年5月14日改正)を作成し全会員にお配りいたしましたので、留意事項を熟読の上ご使用下さい。

＝ 本会の主要行事 ＝

月日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
62 3 / 17	報酬額検討会	10:00～17:00	本会会議室
3 / 18	建設業許可申請の改正説明会	13:00～16:00	札幌市 自治労会館自治労ホール
3 / 20	”	10:00～15:00	旭川市 花月会館(羽衣の間)
3 / 25	登録調査委員会	16:00～17:00	本会会議室
3 / 26・27	予備監査	10:00～17:00	”
3 / 27	第9回常任理事会	10:00～17:00	大通公園ホテル
4 / 7	報酬額検討会	10:00～15:35	本会会議室
4 / 8	第1回常任理事会	13:00～17:00	”
4 / 23	登録調査委員会	16:00～17:00	”
5 / 7	第2回常任理事会	13:00～16:00	”
5 / 8	第1回支部長会議	9:30～16:00	北海道婦人文化会館
5 / 8	会則の一部改正に伴う 昭和62年度臨時総会	16:00～17:00	”
5 / 9	支部長協議会	9:30～12:00	”
5 / 9	第1回理事会	9:30～12:00	ホテルニューフロンティア

＝ 支 部 の う ご き ＝

支 部 研 修 会 開 催 状 況

〔注〕（ ）は通知人員

支 部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
札 幌	62 3 / 26	札幌市教育文化会館	国民健康保険法並びに厚生年金保険法	札幌西社会保険事務所 業務第2係長 野尻 敦	(503) 56	一 般
"	" 3 / 30	"	新入会員の心得 開業体験報告と業務開拓 研修 会社設立	支 部 長 後平 邦彰 副支部長 佐藤 良雄 " 中川 宏熙 " 鳥井 茂	(65) 21	新 入 員 研 修
函 館	" 3 / 7	函館市 ホテルリッチ	自 賠 責	支部所属会員 上山 恵	(151) 20	一 般
"	" 3 / 20	駅前拓銀ビル五島軒	建設業許可申請改正様式 の記載方法	" 原 隆俊	(152) 36	"
空 知	" 3 / 28	岩見沢市民会館	財務諸表の見方、作り方	札幌支部所属会員 小平 トミ	(117) 23	"
旭 川	" 3 / 21	(株) ワールド総業会議室	新入会員指導者研修	支 部 長 古屋 福治	(9) 5	"
"	" 3 / 25	旭川市 神楽福祉センター	建設業決算報告書作成業 務	副支部長 山口 喜義	(140) 19	"
"	" 3 / 26	"	建設業許可申請書改正に 伴う作成実務	" 佐藤 隆一	(140) 19	"
留 萌	" 3 / 29	消費生活センター	建設業許可申請書改正 説明	支 部 長 捻金 昭二	(18) 7	"
網 走	" 2 / 23	北見市民会館	建設業法及び車庫証明 手続	支部特別常任理事 佐々木英寿 支部理事 佐藤 栄	(51) 13	"
室 蘭	" 1 / 16	洞爺山水ホテル	株式・有限会社設立	副支部長 江良二三夫	(54) 21	"
"	" 2 / 28	室蘭プラザホテル	各種年金事務取扱い	支部総務部長 柴田 政夫	(54) 8	"
"	" 2 / 28	"	会員の心得 業務一般	" "	(54) 7	新 入 会 員 研 修
苫小牧	61 12 / 6	苫小牧市労働福祉会館	改正国籍法と帰化の条件	副支部長 酒井 清蔵	(57) 15	一 般
"	62 1 / 16	"	車庫証明業務	苫小牧警察署 交 通 課 中村警部補	(18) 10	"
"	" 1 / 20	苫小牧市民会館	手形法と小切手法	弁 護 士 壬生 賢哉	(58) 22	"
日 高	61 12 / 6	日高地方婦人会館	指名願の作成	支 部 長 進藤 良次	(16) 4	"
"	62 3 / 7	"	農地法3、4、5条の 手続き	支部理事 高橋 時衛	(17) 9	"
十 勝	" 3 / 28	十勝毎日新聞社5F 会議室	建設業許可申請の新様式	十勝支庁 土木係長 納谷 志楼 主 事 足助 哲	(138) 53	"
釧 路	" 3 / 30	釧路市 厚生年金福祉会館	建設業法及びその実務	釧路支庁 土木係長 仲島 正俊 主 事 藤田 博康	(64) 26	"
根 室	" 3 / 14	根室グランドホテル	砂利採取許可申請事務	根室支庁商工労働課 主 事 斉藤 智美 主 事 黒畑 洋順	(19) 6	"
"	" 3 / 21	"	開発行為の許可に係る事 務取扱い要領	支 部 長 小牛田 清	(18) 5	"

最高裁判所判例要旨紹介

民事関係

- 1 出版物の印刷、製本、販売、頒布等の仮処分による事前差止めと憲法21条2項前段にいう検閲
- 2 名誉侵害と侵害行為の差止請求権
- 3 公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等に関する出版物の印刷、製本、販売、頒布等の事前差止めの許否
- 4 公共の利害に関する事項についての表現行為の事前差止めを仮処分によって命ずる場合と口頭弁論又は債務者審尋

(昭和56年(内)第609号、昭和61年6月11日大法廷判決、兼却民集40巻4号)

〔判決要旨〕

- 1 雑誌その他の出版物の印刷、製本、販売、頒布等の仮処分による事前差止めは、憲法21条2項前段にいう検閲に当たらない。
- 2 名誉侵害の被害者は、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対して、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる。
- 3 人格権としての名誉権に基づく出版物の印刷、製本、販売、頒布等の事前差止めは、右出版物が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等に関するものである場合には、原則として許されず、その表現内容が真実でないか又は専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虚があるときに限り、例外的に許される。

- 4 公共の利害に関する事項についての表現行為の事前差止めを仮処分によって命ずる場合には、原則として口頭弁論又は債務者の審尋を経ることを要するが、債権者の提出した資料によって、表現内容が真実でないか又は専ら公益を図る目的のものでないことが明白であり、かつ、債権者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があると認められるときは、口頭弁論又は債務者の審尋を経なくても憲法21条の趣旨に反するものとはいえない。(1につき補足意見、3、4につき補足意見及び意見がある。)

農地の売買に基づく県知事に対する所有権移転許可申請協力請求権の消滅時効期間の経過後に右農地が非農地化した場合における所有権の移転及び非農地化後にされた時効採用の効力の有無

(昭和59年(内)第211号、昭和61年3月17日第2小法廷判決、破棄差戻民集40巻2号)

〔判決要旨〕

農地の売買に基づく県知事に対する所有権移転許可申請協力請求権の消滅時効期間が経過してもその後に右農地が非農地化した場合には、買主に所有権が移転し、非農地化後にされた時効の採用は効力を生じない。

民法921条3号にいう相続財産と相続債務

(昭和57年(内)第274号、昭和61年3月20日第1小法廷判決、1部却下・1部破棄差戻・1部兼却民集40巻2号)

〔判決要旨〕

民法921条3号にいう相続財産には相続債務も含まれる。

第28回 定時総会 開催日程

総 務 部

第28回定時総会を下記の日程により開催します。

記

1. と き 昭和62年5月31日（日）午前10：00より
2. と ころ 札幌市中央区南12条西1丁目

公立学校共済組合

ホテルアカシヤ

(改訂版) 「建設業許可申請の手引」 の正誤について

本会であっせんしております改正建設業許可申請に係る「建設業許可申請の手引」（昭和62年4月1日発行、改訂版）の一部に誤りがありましたので、次表により訂正方お願い申し上げます。

正 誤 表

頁・行	誤	正																				
45・13	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">様式番号</th> <th style="text-align: center;">様 式 名</th> <th style="text-align: center;">新規</th> <th style="text-align: center;">追加</th> <th style="text-align: center;">更新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第8号(2)</td> <td style="text-align: center;">" (変更・追加)</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	様 式 名	新規	追加	更新	第8号(2)	" (変更・追加)		○		削 除										
様式番号	様 式 名	新規	追加	更新																		
第8号(2)	" (変更・追加)		○																			
45・12	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">様式番号</th> <th style="text-align: center;">様 式 名</th> <th style="text-align: center;">新規</th> <th style="text-align: center;">追加</th> <th style="text-align: center;">更新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第8号(1)</td> <td style="text-align: center;">専任技術者証明書(新規)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	様 式 名	新規	追加	更新	第8号(1)	専任技術者証明書(新規)	○			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">様式番号</th> <th style="text-align: center;">様 式 名</th> <th style="text-align: center;">新規</th> <th style="text-align: center;">追加</th> <th style="text-align: center;">更新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第8号(1)</td> <td style="text-align: center;">専任技術者証明書(新規)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	様 式 名	新規	追加	更新	第8号(1)	専任技術者証明書(新規)	○	○	
様式番号	様 式 名	新規	追加	更新																		
第8号(1)	専任技術者証明書(新規)	○																				
様式番号	様 式 名	新規	追加	更新																		
第8号(1)	専任技術者証明書(新規)	○	○																			
74・ 下から 3行目	③ 支配人がいる場合は商号登録簿の……	③ 支配人がいる場合は商業登録簿の……																				
105・ 下から 7行目	イ. 許可業種の……（様式第二十四号の四の(4)）	イ. 許可業種の……（様式第二十二号の四の(1)）																				

' 87 , 5 第 160 号 昭和62年5月25日発行

発行人 葛 西 義 雄
 編集人 酒 井 清 藏
 発行所 北海道行政書士会
 印刷所 谷川印刷株式会社
 旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目（西向）タキモビル3階
 TEL 代表 (221) 1221・(221) 1222
 郵便番号 0 6 0
 取引銀行 { 北海道拓殖銀行札幌南支店 (普 570344)
 北海道銀行本店 (当 19116)
 北洋相互銀行本店 (普 0742651)
 北海道相互銀行本店 (普 389444)
 振替口座 小 樽3-8224番